

電子入札システムにおける代表者、住所等変更時の取扱いについて

埼玉県以外の参加自治体の取扱いについては、各自治体に御確認ください。

A 競争入札参加資格者名簿(建設工事等、物品等)の登録内容が変わったときは、変更申請手続が必要です。【重要】登記等の手続を待たず、直ちに開始してください。

B 変更のあった項目が電子証明書の記載事項であるときは、電子証明書に関する手続(旧電子証明書の失効手続、新電子証明書の取得、利用者登録)も必要です。

電子証明書記載事項: 名義人氏名()
名義人の住民票記載住所(電子証明書記載事項でない場合もあります。)
名義人所属の会社名(登記している場合)
名義人所属の会社本店住所(登記している場合)
名義人【工事等】資格申請時の申請事業所代表者(又は法人代表者)
【物品等】資格申請時の契約者(又は法人代表者)

【重要】旧電子証明書を使った入札は、無効であり、入札参加停止等の措置を受ける可能性があります。

B 、 、 の変更に伴い、新電子証明書の取得が間に合わないときは、発注機関の承認を得れば、紙入札を行うことができます。

代表者、住所等に変更があったときの入札例(上記 B に該当する場合)

